

（第一面）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

工事着手前に提出

令和〇年 〇月 〇日

所管行政庁 殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

提出者の氏名または名称 〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 津山 太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

建築物全体

建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

建築物の一部（住戸の部分）

建築物の一部（非住宅部分）

（本欄には記入しないでください。）

複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合

・申請建築物：第一面から第六面作成

・他の建築物（他の建築物毎）：第二面から第五面作成

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】			
【イ. 氏名のフリガナ】	〇〇カブシカイシャ	ダビョウトリシマリヤク	ツヤマ タロウ
【ロ. 氏名】	〇〇株式会社	代表取締役	津山 太郎
【ハ. 郵便番号】	〇〇〇-〇〇〇〇		
【ニ. 住所】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		
【ホ. 電話番号】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		
【2. 代理者】			
【イ. 資格】	(一級) 建築士	(大臣) 登録第	〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】	設計 次郎		
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士	(岡山県) 知事登録第	〇〇〇〇号
【ニ. 郵便番号】	〇〇〇-〇〇〇〇		
【ホ. 所在地】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		
【ヘ. 電話番号】	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
【3. 設計者】			
(代表となる設計者)			
【イ. 資格】	(一級) 建築士	(大臣) 登録第	〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】	設計 次郎		
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所	(岡山県) 知事登録第	〇〇〇〇号
【ニ. 郵便番号】	〇〇〇-〇〇〇〇		
【ホ. 所在地】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇		
【ヘ. 電話番号】	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
【ト. 作成した設計図書】	すべての設計図書		
(その他の設計者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
【ロ. 氏名】			

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	
【ニ. 郵便番号】	申請をした(する予定の)市町村又は指定確認検査機関を明記(指定確認検査機関の場合は所在地も明記)
【ホ. 所在地】	
【ヘ. 電話番号】	
【ト. 作成した設計図書】	
【4. 確認の申請】	
<input checked="" type="checkbox"/> 申請済 ((株) ○○指定確認検査機関 岡山県○○市)	
<input type="checkbox"/> 未申請 ()	物件・工事名称を明記
【5. 備考】 ○○ビル新築工事 適合証 株式会社△△△ 適合証番号○○○-○○○-○○○	

事前審査を受けた場合は、判定を受けた機関の名称と適合証の番号を明記してください

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

確認申請と適合

【1. 地名地番】	津山市〇〇町〇-〇		
【2. 敷地面積】	1,500.00	m ²	
【3. 建築面積】	800.00	m ²	
【4. 延べ面積】	1,600.00	m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上) 3 階	(地下) 0 階	
【6. 建築物の用途】	(建物用途: 共同住宅)		
	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】			
	建築物全体	10 戸	
	認定申請対象住戸	10 戸	
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	<input type="checkbox"/> 修繕又は模様替		
	<input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修		
【9. 構造】	鉄筋コンクリート 造 一部 造		
【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による		
	4地域: 旧阿波村		
	5地域: 津山市内全域 (旧阿波村除く)		
【12. 該当する地域の区分】	5 地域	常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間	
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(1,600.00m ²)	(1,600.00m ²)	
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	増築部分 (m ²)	(m ²)	
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	改築部分 (m ²)	(m ²)	
【14. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(1,600.00m ²)	(1,200.00m ²)	(1,000.00m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)

増改築等の場合で、既存部分が法施行 (H28.4.1) に存している場合「有」記入

4地域: 旧阿波村
5地域: 津山市内全域 (旧阿波村除く)

常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間

共用部分を除いた住宅専用部の合計

	増築部分 (m^2)	(m^2)	(m^2)
【ハ. 改築】	全体 (m^2)	(m^2)	(m^2)
	改築部分 (m^2)	(m^2)	(m^2)

【15. 建築物のエネルギー消費性能】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準 **標準入力法**

年間熱負荷係数 MJ/($m^2 \cdot$ 年) (基準値 MJ/($m^2 \cdot$ 年))
B P I ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準 **モデル建物法**

年間熱負荷係数 MJ/($m^2 \cdot$ 年) (基準値 MJ/($m^2 \cdot$ 年))
B P I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 **標準入力法**

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準 **モデル建物法**

B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 W/($m^2 \cdot$ K) (基準値 W/($m^2 \cdot$ K))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
B E I ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 **標準計算 (住戸評価) 第五面又は別紙へ記載**

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/($m^2 \cdot$ K) (基準値 W/($m^2 \cdot$ K))
住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

誘導基準一次エネルギー消費量 630.00GJ/年

設計一次エネルギー消費量 700.00GJ/年

BEI (0.86)

第1号 共用部分有
第2号 共用部分無

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【二. 複合建築物】

基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

第1号 共用部分有
第2号 共用部分無

非住宅部分、住宅部分それぞれ
のエネルギー消費量に
よって基準適合を示す場合

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

基準省令第10条第3号ロの基準

複合建築物全体のエネルギー消費量
によって基準適合を示す場合

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/(m²・年) (基準値 MJ/(m²・年))

BPI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

第1号 共用部分有
第2号 共用部分無

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)	
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	第1号 共用部分有 第2号 共用部分無
【16. 確認の特例】	
法第35条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	
【18. 備考】	

認定に併せて、確認申請書を提出して審査を受ける場合は「有」にチェック

(第四面)

【1. 付近見取図】

※適合性判定対象の建築物のみ記入
建築計画概要書と同程度の者を作成して下
さい（別紙添付 可）

【2. 配置図】

第五面は住戸毎に作成してください

(第五面)

別紙を作成した場合は、その旨を記入(1~4欄は記入不要)

[住戸に関する事項] 別紙1による

【1. 住戸の番号】	101号室
【2. 住戸の存する階】	1 階
【3. 専用部分の床面積】	100.00 m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	<input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イの基準 外皮平均熱貫流率 0.49 W/(m ² ・K) (基準値 0.87 W/(m ² ・K)) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 3.0) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () <input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロの基準 誘導基準一次エネルギー消費量 0.81GJ/年 設計一次エネルギー消費量 0.81GJ/年 BEI (0.81) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(4 地域) UA : 0.75 η AC : -
(5 地域) UA : 0.87 η AC : 3.0

4地域 : 旧阿波村
5地域 : 津山市内全域 (旧阿波村除く)

第一面【申請の対象とする範囲】で「建築物の一部(住宅部分)」を選択した場合に記入

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

自己資金 9000万円 借り入れなし

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	令和〇年 〇月 〇日
[工事の完了の予定年月日]	令和〇年 〇月 〇日

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - (3) 申請建築物 法第34条第3項に規定する申請建築物
 - (4) 他の建築物 法第34条第3項に規定する他の建築物
- ③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部（住戸の部分）」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部（非住宅部分）」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください（複数選択可）。

3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑦ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機

関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県
〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積(⑦において同じ。)をいいます。
- ⑦ 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」、「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - iii) B E I 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には

「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪ 他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑫ 第三面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) 「B E I」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④ 【5. 住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑤ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。